

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月11日 (第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	美作市 (33215)
地域名 (地域内農業集落名)	勝田地域 (右手、真殿、梶並、楮、東谷下、東谷上、久賀、余野、真加部、河内、杉原、矢田、小畑、大町、長谷内、馬形、宗掛)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	508.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	508.0 ha
② 田の面積	408.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	99.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	71.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	185.5 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	41.5 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

今後、規模拡大を望む農家は限定されており、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、地域全体で41.5ha存在し、新たな農地の受け手の確保が必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

梶並地区は冬季には積雪が多く、日照時間も短く、河川は地区の中央を流れる吉井川の支流の梶並川と東谷川が並行して南に流れている。この地区の基幹産業は農林業であるが、典型的な中山間地農業で平均耕作面積も40aと規模も小さく水稻中心である。農業従事者の高齢化と共に農地の荒廃も進んでいる。今後は、高齢者でも栽培できるみつまた、シキミ等の生産を促進し、同時に作業委託や農地の流動化も積極的に推進する。

勝田地区は梶並川、粟井川の流域に集落や農地が散在した小盆地で形成されており、ほ場整備もほぼ完了して水稻・黒大豆が栽培されている。国営パイロット事業により美作台地に80haの農地が整備され、もも、ぶどう、アスパラガス、野菜等が栽培されているが、高齢化による後継者不足で遊休農地も目立っているため、今後は後継者の育成や農地の高度化利用を促進する。

多面的機能支払制度の活動を継続していくことで、農道や水路、ため池等の維持管理を行い、地域住民への活動参加を呼びかけることで、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。

多面的機能支払制度の活動に取り組んでいない集落においては、広域活動組織への参加を推進し、多面的機能支払制度を活用することで、農業者を含めた地域住民による農業関連施設の維持管理体制づくりを図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者に経営を移譲した経営体や移住による新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	7.7	%	将来の目標とする集積率
			9 %



5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。